

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

当院では外来腫瘍化学療法診療料 1 の施設基準を取得しており、以下の体制を整備しています。

■ 外来化学療法の実施にあたり、専任の医師・看護師・薬剤師を配置しており、外来化学療法を実施した患者さんからの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる体制を整備しています。

■ 外来化学療法を実施した患者さんについて、急変時等の緊急時に当院に入院できる体制を整備しています。

■ 化学療法に携わる医師・看護師・薬剤師等で構成される委員会において、実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています。

2022年4月

東京都済生会中央病院